省令

○厚生労働省令第百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条の二の三　法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）（保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五第一項を除き、以下同じ。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。	**第一条の二の三**　法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）（保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。
第三十六条の三十二の三　（略）	**第三十六条の三十二の三**　（略）
第三十六条の三十二の四　子育て短期支援事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。	（新設）
第三十六条の三十五　（略）	**第三十六条の三十五**　（略）
②　一時預かり事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。	（新設）
第三十六条の三十九　（略）	**第三十六条の三十九**　（略）
第三十六条の三十九の二　病児保育事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。	（新設）
第三十六条の三十九の三　子育て援助活動支援事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、これを早期に把握するために必要な措置を講じなければならない。また、当該事業を行う者は、当該事業の実施により事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。	（新設）
第四十九条の五　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。	**第四十九条の五**　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	（新設）
八　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容	（新設）
九　緊急時等における対応方法	（新設）
十　非常災害対策	（新設）
十一　虐待の防止のための措置に関する事項	（新設）